⑥　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

⑦　本工事は、次の㋐及び㋑に示す工事（以下「評価対象工事」という。）の施工実績がある場合に工事成績評定点を競争参加資格とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。

㋐　東北地方整備局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）

㋑　工事成績相互利用登録機関が発注した工事（「工事成績相互利用適用対象工事」）

なお、実績がない場合については適用しない。

⑧　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⑨　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

⑩　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑪　本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させる必要がある場合の費用について、実情に応じた適切な工事費を積算する試行を適用する工事である。

⑫　本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、労働者が遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤することを希望する場合は、作業時間を（８時間）より短縮して設定できるものとして、短縮時間に応じて労務費を補正する試行を適用する工事である。

⑬　本工事は、直接工事費及び共通費の一部について、見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

⑭　本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。

⑮　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

⑯　本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲを適用する工事である。

⑰　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。

⑱　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。

⑲　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑳　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑽　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

次の要件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年５月26日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）からＦ－ＲＥＩ㉖本部棟外建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の要件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における建築工事に係る令和７・８年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、以下の点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が以下の点以上であること。）。

①　単体企業、経常建設共同企業体（甲型）及び特定建設工事共同企業体の代表者は、1,200点以上

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成23年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。また、下記①㋐から㋒、②㋐から㋒までについては、同一建物の施工実績とする。（民間工事の施工実績も認める。）

①　単体企業、経常建設共同企業体（甲型）及び特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、下記㋐から㋒の要件を満たす建物の新営（新築又は増築）工事（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）

㋐　建物用途　事務所・庁舎又は類似施設

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（これらの混構造を含む。）

㋒　建物規模　延べ面積　6,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、下記㋐から㋒の要件を満たす建物の新営（新築又は増築）工事（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）

㋐　建物用途　事務所・庁舎、情報通信施設、研究施設、研修施設・学校、医療施設及び劇場・会議場又はこれらの類似施設

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（これらの混構造を含む。）

㋒　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く。）

③　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記③「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

④　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れか１社が上記①の要件を満たす実績を有すること。